

伊予市ふるさと納税に係る返礼品の選定及び協力事業者の登録に関する 要綱

令和4年8月1日

伊予市告示第156号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市ふるさと納税事業実施要綱（平成30年伊予市告示第101号）第7条第3項の規定に基づき、ふるさと納税に係る返礼品の選定及び協力事業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、伊予市ふるさと納税事業実施要綱において使用する用語の例による。

2 この要綱において「協力事業者」とは、ふるさと納税の推進並びに市特産品のPR及び販売促進のため、返礼品を取り扱う事業者をいう。

(協力事業者の要件)

第3条 協力事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法令等を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 市内に事業所等（本店、支店等は問わない。）を有する法人、組合その他の団体又は個人の事業者であること。ただし、市の地域産業振興や魅力発信、地元特産品等のPRにつながると判断される場合は、この限りでない。
- (3) 電子メール又はファクシミリでの受注が可能であること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 個人にあつては代表者、法人にあつては役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(返礼品の選定基準)

第4条 返礼品は、次の各号に掲げるいずれかのもののうち、次項に定める基準を満たすものから選定する。

- (1) 本市において栽培、採取、加工又は製造されたもの
- (2) 本市において栽培、採取、加工又は製造されたものが、原材料の一部となって製造されたもの
- (3) 本市に所在する者が栽培、採取、加工又は製造したもの
- (4) 本市に所在する者が販売するもの
- (5) 本市の施設及び市に縁のある偉人等を題材に製造されたもの
- (6) 本市の施設及び市に縁のある偉人等を活用したサービス
- (7) 市内事業者のサービス又は商品の提供若しくは割引が受けられるクーポン券等
- (8) その他市長が特に必要と認めるもの

2 前項の基準は次のとおりとする。

- (1) 品質及び数量（期間限定、季節限定又は数量限定の商品とする場合を除く。）において、安定供給が見込めるものであること。
- (2) 市の地域産業振興や魅力発信、地元特産品等のPRにつながると判断されるもの
- (3) 食品の場合は、おおむね5日以上の消費期限を確保できること（寄附者と連絡調整を行い、消費期限内での消費が可能である場合を除く。）。
- (4) 社会通念上相当と認められる金額であること。
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。

3 返礼品の金額（送料を除き、消費税及び地方消費税を含む。）は、ふるさと納税に係る寄附金額の3割を限度とする。

（協力事業者の登録）

第5条 協力事業者の登録を希望する者は、伊予市ふるさと納税協力事業者登録申込書（様式第1号の1）及び返礼品登録申込書（様式第1号の2）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、内容を審査し、その結果を伊予市ふるさと納税協力事業者登録審査結果通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(登録内容の変更等)

第6条 協力事業者は、事業者の登録内容を変更するときは、伊予市ふるさと納税協力事業者登録内容変更申込書(様式第3号の1)を、返礼品の登録内容を変更するとき、又は登録の追加若しくは廃止をするときは、返礼品登録(変更・追加・廃止)申込書(様式第3号の2)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、内容を審査し、その結果を伊予市ふるさと納税協力事業者登録変更等審査結果通知書(様式第4号)により協力事業者に通知するものとする。

(登録の廃止)

第7条 協力事業者は、協力事業者の登録を廃止しようとするときは、伊予市ふるさと納税協力事業者登録廃止承認申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、伊予市ふるさと納税協力事業者登録廃止承認通知書(様式第6号)により協力事業者に通知するものとする。

(発送業務)

第8条 返礼品の発送は、市又は市が業務の一部を委託する事業者が提示するふるさと納税出荷依頼管理システムにより、電子メール若しくはファクシミリで送信する発注書を用いて協力事業者が行うものとする。この場合において、返礼品の送料は市が負担するものとする。

2 協力事業者は、発注書受領後おおむね20日を目安に返礼品を発送するものとする。ただし、到着日の指定がある場合及び発送時期が限定される返礼品の場合は、この限りでない。

3 協力事業者は、返礼品の発送に併せて市が送付物の同梱を依頼するときは、可能な範囲において協力するものとする。

(報告義務)

第9条 協力事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 返礼品の発送の遅延が生じたとき、又は発送過程で事故等が発生したとき。

(2) 品質の劣化、在庫切れ等により返礼品の提供が困難となったとき。

(苦情対応)

第10条 協力事業者は、返礼品の品質等について寄附者から苦情等があった場合は、市及び市が業務の一部を委託する事業者と連携し、解決に努めなければならない。

(登録の抹消)

第11条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業者の登録を抹消することができる。

- (1) 第3条各号に掲げる事項に該当しなくなったとき。
- (2) 返礼品の安全性及び信頼性が確保できず、改善も困難であるとき。
- (3) 公序良俗に反すると判断したとき。
- (4) その他市長が登録の抹消が適当と認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。